

高度プロフェッショナル制度に関する報告の状況（令和6年3月末時点）

1 決議事業場数及び対象労働者数（※1）

業務の種類（※2）	決議事業場数	対象労働者数
①金融商品の開発の業務	—	—
②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務	4事業場	41人
③証券アナリストの業務	4事業場	23人
④コンサルタントの業務	22事業場	1,269人
⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務	4事業場	7人
①～⑤計	30事業場（29社）	1,340人

（※1） 令和6年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の決議届（労働基準法第41条の2第1項に基づき、高度プロフェッショナル制度に係る労使委員会の決議を労働基準監督署長に届け出ることとされているもの）に基づき厚生労働省において集計したものである。なお、各種情報から同制度の廃止等を確認した事業場は除外している。同一事業場において複数の業務を同制度の対象としている場合、業務ごとに1事業場として集計しているため、①～⑤の決議事業場数を足し上げた数と①～⑤計は一致しない。

（※2） 業務の種類のうち、「①金融商品の開発の業務」とは労働基準法施行規則第34条の2第3項第1号に定める「金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務」を指し、「②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務」とは同項第2号に定める「資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務」を指し、「③証券アナリストの業務」とは同項第3号に定める「有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」を指し、「④コンサルタントの業務」とは同項第4号に定める「顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務」を指し、「⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務」とは同項第5号に定める「新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務」を指す。

2 健康管理時間の状況 (※3) (※4)

業務の種類	1か月当たりの健康管理時間の最長 (※5)		1か月当たりの健康管理時間の平均 (※6)	
	100H以上～200H未満	200H以上～300H未満	300H以上～400H未満	400H以上
①金融商品の開発の業務	—	—	—	—
②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務	100H以上～200H未満	0事業場	100H以上～200H未満	3事業場
	200H以上～300H未満	5事業場	200H以上～300H未満	2事業場
③証券アナリストの業務	100H以上～200H未満	0事業場	100H以上～200H未満	1事業場
	200H以上～300H未満	3事業場	200H以上～300H未満	2事業場
④コンサルタントの業務	100H以上～200H未満	0事業場	100H以上～200H未満	7事業場
	200H以上～300H未満	7事業場	200H以上～300H未満	6事業場
	300H以上～400H未満	6事業場	300H以上～400H未満	0事業場
⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務	100H以上～200H未満	1事業場	100H以上～200H未満	3事業場
	200H以上～300H未満	2事業場	200H以上～300H未満	0事業場
①～⑤計	100H以上～200H未満	1事業場	100H以上～200H未満	14事業場
	200H以上～300H未満	17事業場	200H以上～300H未満	10事業場
	300H以上～400H未満	6事業場	300H以上～400H未満	0事業場

(※3) 令和6年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告(労働基準法第41条の2第2項に基づき、健康管理時間の状況等を6か月以内ごとに労働基準監督署長に報告することとされているもの)に基づき厚生労働省において集計したものである。なお、各種情報から同制度の廃止等を確認した事業場は除外している。同一事業場において複数の業務を同制度の対象としている場合、業務ごとに1事業場として集計している。

(※4) 「健康管理時間」は、対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計の時間。労使委員会が除くことを決議しない場合、健康管理時間には、事業場内における休憩時間等も含まれ得る。

(※5) 「1か月当たりの健康管理時間の最長」は、定期報告に記載された健康管理時間が最長であった労働者の時間数(当該報告の対象期間中に対象業務に従事した適用労働者の中で1か月当たりの健康管理時間数が最長であった者の1か月当たりの健康管理時間数)を100時間単位で分類して集計したものである。

(※6) 「1か月当たりの健康管理時間の平均」は、定期報告に記載された健康管理時間の平均の時間数(当該報告の対象期間中に対象業務に従事した適用労働者全員の1か月当たりの健康管理時間数の平均値)を100時間単位で分類して集計したものである。

3 選択的措置等の実施状況 (※3)

選択的措置の実施状況 (※7)	内訳
①勤務間インターバルの確保(11時間以上) + 深夜業の回数制限(1か月に4回以内)	0事業場
②健康管理時間の上限措置(1週間当たり40時間を超えた時間について、1か月について100時間以内又は3か月について240時間以内とすること)	3事業場
③1年に1回以上の連続2週間の休日を与えること(本人が請求した場合は連続1週間×2回以上)	15事業場
④臨時の健康診断(1週間当たり40時間を超えた健康管理時間が1か月当たり80時間を超えた労働者又は申出があった労働者が対象)	7事業場

健康・福祉確保措置の実施状況 (※8)	内訳
①「選択的措置」のいずれかの措置(選択的措置において決議で定めたもの以外)	4事業場
②医師による面接指導	3事業場
③代償休日又は特別な休暇の付与	1事業場
④心とからだの健康問題についての相談窓口の設置	14事業場
⑤適切な部署への配置転換	0事業場
⑥産業医等による助言指導又は保健指導	2事業場

(※7) 選択的措置とは、労働基準法第41条の2第1項第5号において、労使委員会の決議等で定めるところにより使用者が講ずることとされている措置をいう。本表は、令和6年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告に記載された「選択的措置の実施状況」を集計したものである。同一事業場において複数の業務を高度プロフェSSIONAL制度の対象としている場合は業務ごとに1事業場として集計しており、また、同一事業場における同一の対象業務について複数の選択的措置が実施されている場合はそれぞれの選択的措置の実施状況ごとに1事業場として集計している。

(※8) 健康・福祉確保措置とは、労働基準法第41条の2第1項第6号において、対象労働者の健康管理時間の状況に応じて当該対象労働者の健康及び福祉を確保するため、労使委員会の決議で定めるところにより使用者が講ずることとされている措置をいう。本表は、令和6年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告に記載された「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」を集計したものである。同一事業場において複数の業務を高度プロフェSSIONAL制度の対象としている場合は業務ごとに1事業場として集計しており、また、同一事業場における同一の対象業務について複数の健康・福祉確保措置が実施されている場合はそれぞれの健康・福祉確保措置の実施状況ごとに1事業場として集計している。

法的効果

- 対象労働者については、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外となる。

1 対象となる業務（5業務）

※ 業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示を受けて行うものを除く。

- 金融商品の開発の業務
- ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務
- 証券アナリストの業務
- コンサルタントの業務
- 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

2 対象となる労働者に関する要件

- 対象業務に常態として従事していること
- 使用者との合意に基づき、書面により、職務が明確に定められていること
- 年収が、1,075万円以上であること
- 制度のしくみや期間、賃金額を示した上で、対象労働者本人から書面で同意を得ること

3 制度導入時及びその後の運用における手続

- 労使の代表者による労使委員会で、対象業務、対象労働者の範囲、健康確保のための措置の内容等に関し、決議を行い、労基署に届出を行う
- 決議から一定期間（6か月以内）ごとに、健康管理時間の状況、選択的措置等の実施状況について、労基署に報告を行う

4 健康確保のための措置

- (1)~(3)の措置を実施していない場合は、制度が無効となる。
 - (1) 対象労働者の健康管理時間（事業場内で過ごした時間+事業場外で労働した時間）を客観的な記録方法で把握すること
 - (2) 休日を、年間104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上付与すること
 - (3) 選択的措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
 - ・勤務間インターバル（11時間以上）の確保+深夜業の回数制限（月4回以内）
 - ・健康管理時間の上限措置（週40時間を超える部分の合計について、月100時間以内又は3か月240時間以内とすること）
 - ・連続2週間の休日を年に1回以上付与
 - ・臨時の健康診断の実施（対象は、自ら申し出た労働者又は健康管理時間のうち週40時間を超える部分の合計が月80時間を超えた労働者）
- (4) 健康・福祉確保措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
 - ・上記の選択的措置のいずれかの措置（選択的措置として実施するものを除く。）
 - ・医師による面接指導（※）
 - ・代償休日又は特別な休暇の付与
 - ・健康問題についての相談窓口の設置
 - ・適切な部署への配置転換
 - ・産業医等による助言指導又は保健指導

※ この他にも、健康管理時間のうち、週40時間を超える部分の合計が月100時間を超えた労働者には、労働安全衛生法に基づき、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を実施しなければならない。

高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口一覧

参考

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局 労働基準部監督課	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2311 (内線：3543,3545)
青森労働局 労働基準部監督課	030-8558	青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階	017-734-4112
岩手労働局 労働基準部監督課	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3006
宮城労働局 労働基準部監督課	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8838
秋田労働局 労働基準部監督課	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎3階	018-862-6682
山形労働局 労働基準部監督課	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2-1 山交ビル3階	023-624-8222
福島労働局 労働基準部監督課	960-8513	福島県福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階	024-536-4602
茨城労働局 労働基準部監督課	310-8511	茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階	029-224-6214
栃木労働局 労働基準部監督課	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9115
群馬労働局 労働基準部監督課	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4735
埼玉労働局 労働基準部監督課	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048-600-6204
千葉労働局 労働基準部監督課	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2304
東京労働局 労働基準部監督課	102-8306	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎13階	03-3512-1612
神奈川労働局 労働基準部監督課	231-8434	神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階	045-211-7351
新潟労働局 労働基準部監督課	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3503
富山労働局 労働基準部監督課	930-8509	富山県富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2730
石川労働局 労働基準部監督課	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4423
福井労働局 労働基準部監督課	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776-22-2652
山梨労働局 労働基準部監督課	400-8577	山梨県甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853
長野労働局 労働基準部監督課	380-8572	長野県長野市中御所1-22-1	026-223-0553
岐阜労働局 労働基準部監督課	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058-245-8102
静岡労働局 労働基準部監督課	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6352
愛知労働局 労働基準部監督課	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0253
三重労働局 労働基準部監督課	514-0002	三重県津市島崎町327番地2 津市第2地方合同庁舎4階	059-226-2106

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
滋賀労働局 労働基準部監督課	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階	077-522-6649
京都労働局 労働基準部監督課	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3214
大阪労働局 労働基準部監督課	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階	06-6949-6490
兵庫労働局 労働基準部監督課	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階	078-367-9151
奈良労働局 労働基準部監督課	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎3階	0742-32-0204
和歌山労働局 労働基準部監督課	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階	073-488-1150
鳥取労働局 労働基準部監督課	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1703
島根労働局 労働基準部監督課	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1156
岡山労働局 労働基準部監督課	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階	086-225-2015
広島労働局 労働基準部監督課	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9242
山口労働局 労働基準部監督課	753-8510	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階	083-995-0370
徳島労働局 労働基準部監督課	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9163
香川労働局 労働基準部監督課	760-0019	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8918
愛媛労働局 労働基準部監督課	790-8538	愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階	089-935-5203
高知労働局 労働基準部監督課	781-9548	高知県高知市南金田1-39	088-885-6022
福岡労働局 労働基準部監督課	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4862
佐賀労働局 労働基準部監督課	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4階	0952-32-7169
長崎労働局 労働基準部監督課	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0030
熊本労働局 労働基準部監督課	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-355-3181
大分労働局 労働基準部監督課	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-536-3212
宮崎労働局 労働基準部監督課	880-0805	宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8834
鹿児島労働局 労働基準部監督課	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8277
沖縄労働局 労働基準部監督課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4303